

## 令和5年9月 白杵市農業委員会定例総会議事録

令和5年9月4日（月）午前9時30分より、白杵市役所野津庁舎 3階会議室において、会長が9月定例総会を招集した。  
本日の出席委員は次のとおりであった。

### 出席委員

議長 小橋 勇二 会長  
1番 後藤 聖憲 委員 2番 藤嶋 祐美 委員 3番 二村 啓二 委員 4番 城野 幸司 委員  
5番 正田 忠公 委員 6番 野上 政憲 委員 7番 佐藤 幸子 委員 8番 竹尾 奈美 委員  
9番 柳井 博之 委員 10番 後藤 博幸 委員 11番 中野 定重 委員

### 農業委員会事務局職員

阿南 哲也 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹

### 付議議案

議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第50号 非農地証明願いについて

議案第51号 農用地利用集積計画の決定について

- 局長 これより議案について審議をよろしくお願ひ致します。  
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願い致します。
- 議長 議長を務めさせていただきます。まず議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告致します。
- 局長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は全員が出席となっており、よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっていますので、本日の会議が成立していることを報告致します。
- 議長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

- 議長 それでは、議席番号9番 柳井 博之委員と、議席番号10番 後藤 博幸委員に議事録署名をお願い致します。  
それでは議案に入ります。議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。
- 次長 議案書の1ページをご覧ください。  
議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用賃借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。  
令和5年9月4日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(畝) 161m<sup>2</sup> について、所有権の移転を行い、自己の住宅を建築するものです。農地の区分は2種農地となります。  
以上、5条申請1件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられます。お手元に配布しております、農地法第5条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

8月24日に調査委員2名により実施しました現地調査の結果について、後ほど説明及び報告がありますので、その報告を受け委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は次の3ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、5条申請1件について、ご提案申し上げます。

議長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

城野 城野より、8月24日に実施しました議案第49号、農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の畠について、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は、草刈り等により管理されています。なお、申請地横の宅地1筆も合わせて利用する計画になっています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろつております、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請1件について調査報告となります。委員皆さま方の慎重なご審議をよろしくお願い致します。

議長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願い致します。

首藤 第2地区、推進委員の首藤です。

推進委員 番号1の畠について、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は、草刈り等により管理されています。なお、申請地横の宅地1筆も合わせて利用する計画になっています。申請地の周りは住宅や道路になっており、特に周辺の農業には影響がないと思われます。以上です。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第 49 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 49 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第 50 号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願い致します。

次 長 4 ページとなります。

議案第 50 号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 5 年 9 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、(田) 337 m<sup>2</sup> の土地について、平成 13 年頃より耕作されず原野化した土地になります。チェックリストについては、③の周囲の状況から復元しても継続利用できない土地となります。

番号 2、(畑) 539 m<sup>2</sup> の土地について、申請地については平成 14 年 8 月 2 日に 5 条許可を受け、平成 15 年頃より転用された土地になります。チェックリストについては、②の転用目的どおりに転用し、非農地化されたが地目変更が未登記の土地となります。

番号 3、(畑) 269 m<sup>2</sup> の土地について、平成 15 年頃より隣接する土地と同目的に利用された土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。

番号 4、(畑) 267 m<sup>2</sup> の土地について、昭和 51 年より自宅の庭及び住宅の一部の敷地として利用されている土地になります。チェックリストに

については、④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。

申請地は次の 6~7 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願 4 件についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第 50 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 50 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。

次に議案第 51 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 8 ページとなります。

議案第 51 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和 5 年 9 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第 9 号）「令和 5 年 9 月 4 日公告予定」になります。1 ページをご覧ください。

この農用地利用集積表は令和 5 年 8 月末までに申し出がありました白杵市全体の集積表であります。1 ページの中段やや下、「利用権の設定」の合計欄をご覧ください。

田については、 $6,887\text{ m}^2$  4筆、畠については、 $7,149\text{ m}^2$  1筆、合計面積は $14,036\text{ m}^2$  5筆です。

次に貸し手、借り手ですが、貸し手が5名に対して、借り手は2名となります。各筆明細につきましては、4ページに掲載していますのでご覧ください。

次に1ページの下段「所有権移転」の合計欄をご覧ください。畠について、 $4,184\text{ m}^2$  5筆です。各筆明細につきましては、5ページに掲載していますので、ご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和5年9月4日公告予定の農用地利用集積計画（第9号）について、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第51号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第51号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。以上で、本総会の議案は全て終了致しました。ありがとうございました。